



Kumamoto City

News Release

令和8年（2026年）1月9日

令和6年度の精神科病院における業務従事者による 障がい者虐待の状況について

熊本市内の精神科病院における業務従事者による障がい者虐待の状況について、
令和6年度の状況を公表します。

なお、熊本市外の精神科病院における状況は熊本県より公表いたします。

令和4年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」という。）
第5章第6節において、精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設され、令和6
年4月1日に施行されました。

この新設された法第40条の7の規定に基づき、令和6年度の熊本市内の精神科病院に
おける業務従事者による障がい者虐待の状況について公表します。

●精神科病院における業務従事者による障がい者虐待の状況について

市内の精神科病院における業務従事者による障がい者虐待に関する通報及び届出の件
数は29件でした。

通報及び届出のあった29件のうち、虐待と認定した件数は1件でした。

本市では、虐待と認定した1件について改善計画書の提出を求め、当該精神科病院では
改善計画に基づき虐待防止に取り組んでいます。

※件数等の詳細は別紙を御参照ください。

●精神科病院における障害者虐待通報窓口について

こころの健康センター精神保健福祉班を虐待通報窓口（096-361-2293）とし、電話（平
日の8:30～17:15）の他、FAX、メール等でも受け付けています。

＜問い合わせ先＞

熊本市こころの健康センター

電話：096-366-1171

所長：鳩野 浩次（はとの こうじ）

担当：村上 京子（むらかみきょうこ）

別紙

1. 「業務従事者による障害者虐待の状況」（法第40条の7）

(1) 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数	8	件
(2) 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出・相談件数	21	件
(3) 虐待の事実を認定した件数	1	件
(4) 認定した虐待の事実に係る被虐待者数	① 男性 ② 女性 ③ 不明、その他 小計	1人 0人 0人 0人
(5) 認定した虐待の種別・類型ごとの件数（重複可）	① 身体的虐待 ② 心理的虐待 ③ 性的虐待 ④ 放棄、放置（ネグレクト） ⑤ 経済的虐待	1件 1件 0件 0件 0件

2. 「業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置」（法第40条の7）

(1) 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数	1	件
(2) 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数	0	件
(3) 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数	0	件
(4) 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数	1	件
(5) 指定医により、入院患者の診察を行った件数	0	件
(6) 改善計画の提出を求めた件数	1	件
(7) 提出された改善計画の変更を命じた件数	0	件
(8)	① 必要な措置を探ることを命じた件数 ② ①に関する具体的な内容	0件
(9)	(8) の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数	0件
(10)	入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数	0件

3. 「虐待を行った業務従事者の職種」（規則第22条の2の2）

1 (4) の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種ごとの人数

(1) 医師	0	人
(2) 看護師	0	人
(3) 准看護師	1	人
(4) 看護助手	0	人
(5) 保健師	0	人
(6) 作業療法士	0	人
(7) 精神保健福祉士	0	人
(8) 社会福祉士	0	人
(9) 公認心理師	0	人
(10) 医療事務	0	人
(11) その他業務従事者	0	人
(12) 不明	0	人
	1	人